

2022  
11  
November



# CLIENT

No.364



Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・慶弔見舞金の支給について

P1

弊法人からの連絡事項

- ・楽しい給与計算と年末調整について

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・物価高騰対策の支援金について

P4

P2

弊法人からの連絡事項

- ・確定申告に必要な資料について

弊法人からの連絡事項

- ・年末調整について

P5・6

P3

税務トピックス

- ・円安ドル高の2022年申告は為替差益に要注意  
／ふるさと納税の指定取消に要注意

P7



## Question

スタッフが結婚する事になりました。祝い金を渡したいと思いますが注意すべき点はあるでしょうか。

## Answer

### ■慶弔見舞金とは

スタッフやその家族に慶事や不幸があったときに支給する慶弔見舞金は、スタッフのモチベーションアップや離職率の低下、求職者にむけた医院・クリニックのイメージアップとなる福利厚生のひとつですが、スタッフ間での金額差や高額支給により課税対象となる等のトラブルが起きることもあるので注意が必要です。

一般的には、「結婚祝い金」「出産祝い金」「死亡弔慰金」「傷病見舞金」「災害見舞金」などがあります。

### ■法律上の支給義務

慶弔見舞金は法的には雇用主の支払義務はありません。福利厚生として支給されるもので、労働の対償には当たらないため本来支払義務は生じませんが、行政通達では「就業規則」や「労働契約」の中で支給条件や具体的な金額が明記されている場合には支払義務が発生するとされているので注意が必要です。義務はないとはいえ、スタッフの勤労意欲の向上、離職防止などを目的に支給する医院・クリニックも増えています。

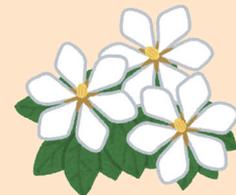
### ■慶弔見舞金の相場

慶弔見舞金の支給額は、医院・クリニックが独自に金額を設定できます。一般的に慶弔見舞金は給与としては取り扱われません。しかし高額の場合は給与とみなされて課税されることもありますので注意が必要です。

慶弔見舞金は福利厚生の一環です。税務調査で問題にならないようにするためにも、常識の範囲を超えない金額設定が必要です。一般的でない金額と判断されると経費として認められなくなることもあります。医療法人等の場合には、役員にだけ支給している又は高額であるというケースは役員報酬とみなされる可能性が高くなるため特に注意が必要です。

家族に支給する場合はスタッフよりも金額が少なくなるのが一般的です。勤続年数で金額を区別することは問題ありません。（性別で差をつけると男女雇用機会均等法に抵触する恐れがあります）

- |        |        |     |             |
|--------|--------|-----|-------------|
| ・結婚祝い金 | 1～3万円  | ・・・ | 本人の結婚       |
| ・出産祝い金 | 1～3万円  | ・・・ | 本人または配偶者の出産 |
| ・死亡弔慰金 | 5～10万円 | ・・・ | 本人の死亡       |
|        | 1～5万円  | ・・・ | 家族の死亡       |
| ・傷病見舞金 | 3万円    | ・・・ | 業務上の病気やケガ   |
|        | 1万円    | ・・・ | 業務外の病気やケガ   |
| ・災害見舞金 | 2～10万円 | ・・・ | 本人の住居が被災    |



### ■慶弔見舞金規定

トラブルを避けるために「慶弔見舞金規定」を作成する方法もあります。規定の作成は義務ではありませんが、毎回規定によって決まった金額を支給する事により、過去の事例をさかのぼって調べるなどの手間、支払額の差をめぐるスタッフ間でのトラブル、税務上経費として認められないリスクなどを回避する事ができます。

## Question

原油価格、物価高騰の影響を受けている中小企業に対する給付型の支援金があると聞きました。どのような支援金でしょうか。

## Answer

コロナ禍における原油価格及び物価の高騰を受けて、2021年の水道光熱費、燃料費（ガソリン代等）に対する支援金を発表している市区町村等が増えています。支援対策は市区町村等でかなり大きく異なります。中小企業に対してではなく、住民へ一律支援としている市区町村等もあります。

### ■ 支援金対策の一例(2022年10月15日現在)

対象者：事業所がある中小企業全般【特定業種に限っている市区町村等もある】

対象経費：水道光熱費、燃料費（ガソリン、軽油、LNG代）等【対象は市区町村等で異なる】

対象金額：上記経費について、前年比での減少率、最低支払金額など市区町村等で異なる条件あり

支援金額：数万円から50万円超上限としている市区町村まで色々ある

申請期限：すでに期限後のものから2023年1月期限のものまで市区町村等により大きく異なる

#### 千葉県千葉市 【千葉市中小企業者緊急特別支援金】

申請期限：2022年12月15日

対象者：千葉市内に本店（法人）又は主たる事業所（個人事業主）を有する中小企業者

支援金額：15万円上限



**千葉市 中小企業者緊急特別支援金のご案内**

～コロナ禍における急激な原油価格・物価高騰の影響を受けた事業者の皆さまへ～  
 原材料費等のコスト増加の影響を受ける市内中小企業者に対して、事業継続のための支援金を給付します。さらに、自然災害及び感染症に対応したBCPの策定者には、別途10万円を上乗せ給付します。

**給付額** **最大25万円**

**原油価格・物価高騰対応** + **BCP策定加算**

**5万円～15万円** **10万円**

【令和4年4月～8月】の「対象となる費用」の合計が、「令和3年4月～8月」の「対象となる費用」の合計に比し10万円以上増減した中小企業者に対し、増減額に応じて給付されます。また、BCPを策定又は改定した場合は加算金が給付されます。

原油価格・物価高騰対応			
対象となる費用	原材料費	燃料費	光熱費
	原料、材料、仕入物品 消耗品、荷造運賃	ガソリン、重油 軽油、灯油	電気、ガス
コスト増加額	10万円以上30万円未満	20万円以上30万円未満	30万円以上
給付額（1事業者別）	5万円	10万円	15万円

#### 東京都東久留米市 【原油価格・物価高騰等対応事業継続支援金】 申請期限：2022年11月30日

対象者：市内に登記上の本店若しくは本社等の主たる事業所がある法人or市内に住民登録がある個人事業主  
 支援金額：個人事業主15万円上限／法人30万円上限

#### 東京都立川市 【中小事業者物価高騰等緊急支援金】 申請期限：2022年12月23日

対象者：市内で事業を営み法人市民税を納付している法人or市内で事業を営んでいる個人事業主  
 支援金額：個人事業主3万円／法人5万円（2021年の支援金対象経費の30%）

#### 埼玉県草加市 【原油・原材料等価格高騰対策緊急支援金】 申請期限：2022年12月28日

対象者：市内に主たる事業所を有する中小企業者（個人事業主を含む）  
 支援金額：100万円上限

#### 千葉県市川市 東京都小金井市 東京都大田区

介護サービス事業所に対する支援金のみ発表、それ以外の医療系については未発表（2022年10月15日現在）

発表がこれからの市区町村等もあると思われますので、医院・クリニック等がある市区町村のホームページ、個人の場合は住民票がある市区町村のホームページでも【物価高騰に対する支援金】WEBサイトが掲載されていないか、ご確認いただくことをお勧めします。

年末調整書類の回収について

今年も年末調整の計算のため、スタッフの方から、お配りした記入用紙や各種控除証明書等の回収をお願いいたします。

スタッフの皆様へお配りいただく書類

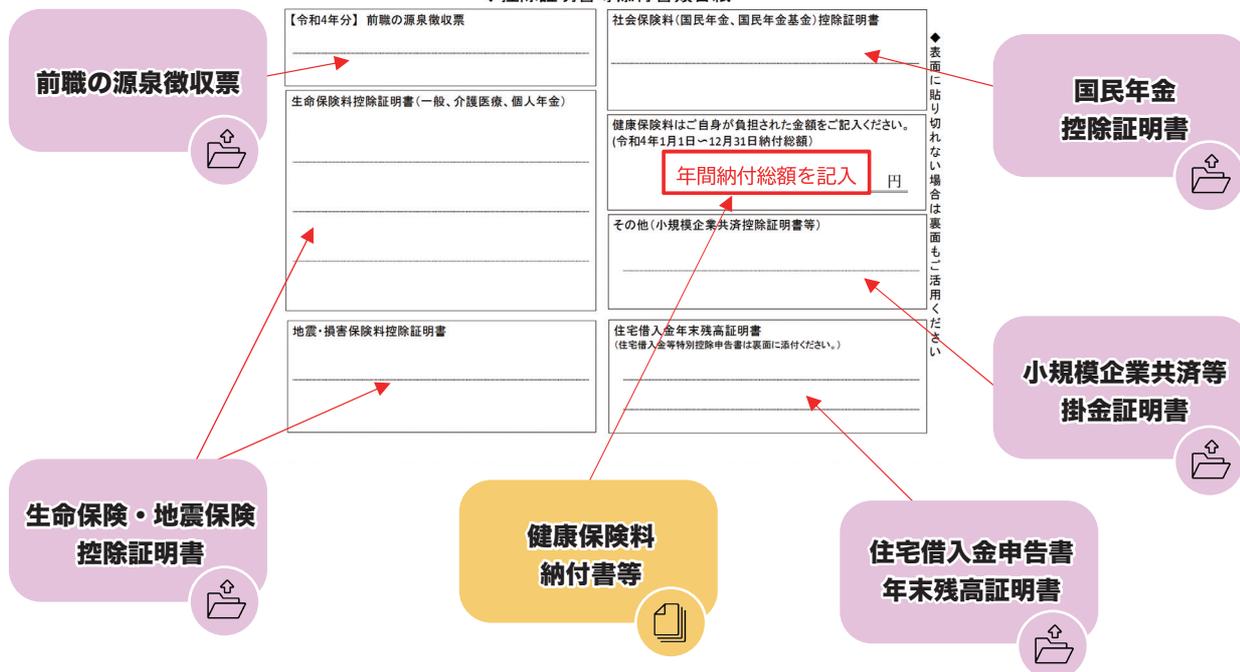
- ・ 給与所得者の扶養控除等申告書
- ・ 給与所得者の保険料控除申告書
- ・ 給与所得者の基礎控除申告書等
- ・ 控除証明書等添付書類台紙

〔各控除証明書は書類台紙へホチキス止めしてください〕

簡易書留・レターパックで弊法人へ郵送



◆控除証明書等添付書類台紙



原本が必要な控除証明書等	添付された控除証明書は <b>ご本人への返却はしません</b> 。 年末調整後は医院・クリニックで保管をお願いいたします。	
納付書・領収書・通知書など (国民年金領収証書含む)	<b>原本は不要</b> 、添付する場合はコピーをお願いいたします。 原本添付されても <b>ご本人への返却はしません</b> 。	

期限までにご提出いただいた控除証明書と、ご記入いただいた健康保険等の社会保険料の金額で年末調整の計算を行います。国民年金や国民健康保険料など、年内に納付予定がある場合は必ず弊法人までお知らせください。

年末調整結果報告後の年末調整再計算は別途報酬が発生いたしますのでご了承ください。

年末調整書類の納品方法について

昨年の郵便局の郵便物サービス一部変更により、納品物が希望日までにお手元に届かない可能性があり、**弊法人では年末調整書類一式の納品をPDFデータのメール添付でお送りしております**。添付した源泉徴収票を印刷してスタッフの皆様へお渡しください。

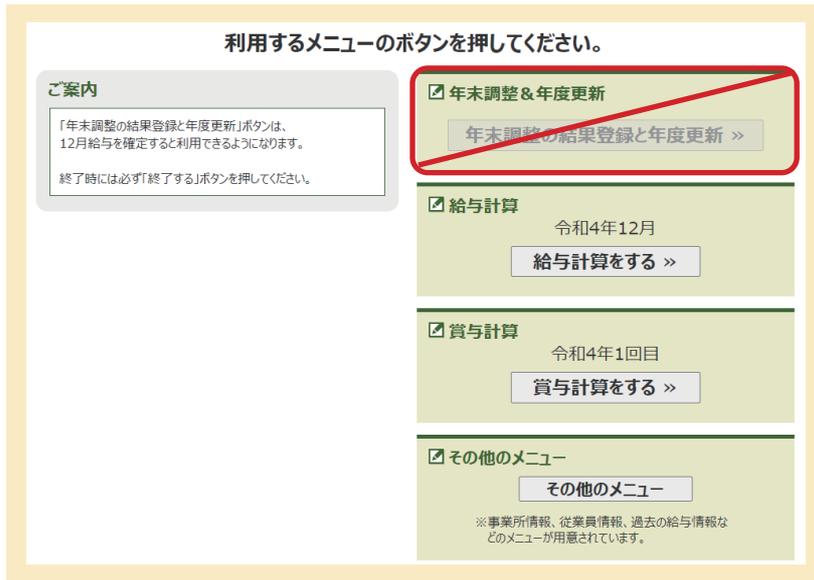
従来通り郵送での納品は、送料実費負担にて承ります。詳細は年末調整のご案内でご確認ください。

■年末調整の際の注意点

① 12月の給与入力が終わったら、必ず「**確定ボタン**」を押して確定してください。

確定した後は修正ができなくなりますのでご注意ください。  
 ※修正が必要な場合は、担当者までご連絡ください。

② 確定された後は、弊法人にて作業を行いますのでご連絡をお待ちください。  
 ご連絡がいくまでは、「楽しい給与計算」の作業をしないようお願い致します。



この赤枠内のボタンは押さないようお願い致します。

■給与明細の見方

年末調整は、還付額がマイナス、不足額がプラスで表示されます。

霞が関太郎 様 令和4年12月分給与明細書 霞が関歯科医院

勤怠						有休残日数	12	支給日	令和4年12月25日
支給	基本給	時間外手当	特別手当	職務手当	休日手当	皆勤手当			
	300,000		0	0	2,400	0			
控除	通勤費								
	12,000								
控除	健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	年末調整		
	14,715	2,460	27,450		6,830		-8,000		
合計	支給合計額	控除合計額	差引支給額						累計課税支給額
	314,400	43,455	270,945	差引支給額が増える↑					3,602,400

↓給与明細一覧表一部抜粋

支給合計額	314,400	163,200
非課税額	12,000	3,200
課税分合計	302,400	160,000
[控除項目]		
健康保険料	14,715	7,357
介護保険料	2,460	
厚生年金等	27,450	13,725
雇用保険料		816
社保合計	44,625	21,898
課税対象額	257,775	138,102
所得税	6,830	2,610
住民税		
年末調整	-8,000	25,000

↑ マイナスは還付 ↑ プラスは不足(徴収)

霞が関花子 様 令和4年12月分給与明細書 霞が関歯科医院

勤怠						有休残日数	11	支給日	令和4年12月25日
支給	基本給	時間外手当							
	150,000	10,000							
控除	通勤費								
	3,200								
控除	健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	年末調整		
	7,357		13,725	816	2,610		25,000		
合計	支給合計額	控除合計額	差引支給額						累計課税支給額
	163,200	49,508	113,692	差引支給額が減少する↓					1,810,000

## 確定申告に必要な資料について

2022年度の確定申告（2023年3月15日提出期限）へ向けて、ご準備いただきたい書類をまとめました。該当書類がある場合は、下記の期日までに弊法人までお送りください。

### ご確認ください

所得についてはご確認の上、**FAX**、**郵送**、またはお電話にて担当までご連絡をお願いいたします。

#### (1) 扶 養

人数など扶養者の変更等がありましたら、まずは月次連絡の際に弊法人担当者までお知らせください。



#### (2) 給 与

給与所得がある方は、必ず**源泉徴収票**を郵送してください。  
(他の医院・クリニックに勤務、市町村での当番医、歯科医師会からの給与等)



#### (3) 住宅借入金等

2022年中に住宅を購入し、初めて住宅借入金等特別控除を受ける方は、弊法人にご連絡ください。必要書類一覧表を郵送いたします。



#### (4) 事業所得以外の所得

歯科医院・クリニック以外に所得がある場合は、弊法人にご連絡ください。特に**譲渡所得**のある方は、**11月15日(火)**までにご連絡ください。



### 事業所得以外の所得

所得の種類	収入内容等	必要書類	必着期限
利子所得	預貯金等の利子	原則的には源泉分離で申告不要です	1月下旬
配当所得	株・出資金の配当等	配当の支払調書 その他内容のわかるもの	1月下旬
不動産所得	貸家・アパート収入	家賃・地代収入、経費の資料 賃貸契約書のコピー	1月下旬
給与所得	給料・賞与	源泉徴収票	1月下旬
退職所得	退職金	退職所得の源泉徴収票	1月下旬
譲渡所得	土地・家屋 有価証券 (※)	売買契約書、領収書 購入時の資料 【TEL・FAXでご連絡ください】	至 急
一時所得	生命保険金の満期返戻金等	内容がわかる資料	1月下旬
雑所得	原稿料、貸付金利子 年金、恩給等	支払調書等	1月下旬

※特定口座年間取引報告書が証券会社等から届いた場合は、損失又は取引なしでも弊法人へ郵送ください。

ここ数年、年金保険の受給、生命保険の満期返戻の申告漏れからの税務調査が増えています。

確定申告についてのご相談は、担当者までご連絡ください。  
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3593-3237

■ 10月分の月次資料と一緒に送ってください。

医療費の領収書については早期にお送りいただきますようお願いいたします。

お手元にある10月までの医療費の領収書は10月分の月次資料と一緒に11月中にお送りください。

■ 2022年12月26日(月)までに、**メールまたはFAX**で回答をしてください。

各用紙はCLIENT12月号に同封いたします。

- ・ 税務代理権限証書（押印済）
- ・ 資産の取得についてのお問い合わせ
- ・ 確定申告連絡表（黄）

■ 2023年1月13日(金)までに、**メールまたは郵送**してください。

- ・ 棚卸等の連絡表一式

■ 2023年1月27日(金)までに、**郵送**してください。各種用紙はCLIENT1月号に同封いたします。

- ・ 税務代理権限証書（原本）
- ・ 11月、12月分の医療費の領収書原本
- ・ 12月分の月次資料
- ・ 所得控除関係資料
- ・ 確定申告連絡表（黄）

所得控除関係資料	対象内容	対象
医療費の領収書	合計が10万円超となる可能性がある場合 ※合計所得200万円未満は10万円以下でも可	領収書の原本
国民年金、国民年金基金の 控除証明書		証明書の原本
健康保険などの支払がわかる資料	支払額と対象者の氏名がわかる資料	コピー可
小規模企業共済掛金払込証明書	11月以降に加入した場合は担当へご連絡ください	証明書の原本
生命保険料控除証明書	お手元に届いた証明書すべて	証明書の原本
地震保険料控除証明書	お手元に届いた証明書すべて	証明書の原本
寄附金控除証明書	お手元に届いた領収書、証明書、ご案内等	領収書の原本 証明書の原本 電子データ

■ 2023年2月15日(水)までに、**郵送**してください。

- ・ 1月分の月次資料

■ 届き次第、**FAX**をしてから、**郵送**してください。

必要書類	対象内容	対象
12月診療分決定通知書・支払調書	2022年12月診療分	原本
歯科医師会費の一覧表、明細書	2022年度分	コピー可
クレジットカードの利用明細	2023年1月、2月引き落とし分	コピー可

## 円安ドル高の今だからこそ為替差益に要注意

2022年に入ってから円安ドル高が一挙に加速して9月には1ドル140円台となりました。ニュース等では今後1ドル150円まで進むという意見も見られます。

## 法人(医療法人、MS法人等)の場合

外貨預金を保有している場合には注意が必要です。原則は期末時点での為替相場で円換算する必要があります。本業以外に決算で予想以上の利益が生じる可能性があります。

## 個人の場合

原則、事業とは関係ない個人取引でも為替差益は『雑所得』として確定申告する必要があります。確定申告が必要な利益は評価益ではなく、『日本円に換算して確定した利益』です。実際にドルから他の為替に換金した場合等です。

2022年中に該当する為替差益がある先生は必ず担当までお知らせください。



(例) 米ドル建て預金へ5万ドルを預入していた。預けた時の為替相場：1ドル100円

資金移動の例	認識する利益
円預金へ振替 (振替時の為替相場：1ドル=140円)	$(140円 - 100円) \times 5万ドル = 200万円$
ユーロ預金へ振替 (振替時の為替相場：1ユーロ=138円) ※1ドル=1ユーロ	$(138円 - 100円) \times 5万ドル = 190万円$

## ふるさと納税の指定取消に要注意

2021年の確定申告でも多くの先生がふるさと納税を利用していました。ふるさと納税の上限額について質問をいただくことも毎年増えています。

ふるさと納税は一定期間内に市区町村が申請書を提出することで寄付団体と認められます。ただし、返礼品が基準を超えていた場合など取り消される場合があります。取り消された場合、2年間はふるさと納税の対象団体になることはできません。



2022年9月30日までにふるさと納税の指定が取り消された市区町村は下記2つです。

市区町村	取消期間
宮崎県 都農町	2022年1月18日から2024年1月17日 (2年間)
兵庫県 洲本市	2022年5月1日から2024年4月30日 (2年間)

※上記取消期間の前日までの寄付はふるさと納税の対象となります。

## 日本クレアス税理士法人 医療事業部

## CLIENT 364号

■発行日：2022年11月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



## ▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階  
電話 (代表)：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京 / 大阪 / 高崎 / 富山 / 千葉 / 宮崎

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

弁護士法人日本クレアス法律事務所

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社結い財産サポート

日本クレアス行政書士法人